

第9回国家戦略特区ワーキンググループ（議事概要）

（開催要領）

- 1 日時 令和7年6月18日（水）15時1分～15時11分
- 2 場所 永田町合同庁舎会議室（オンライン会議）
- 3 出席

<WG委員>

座長	中川 雅之	日本大学経済学部教授
座長代理	落合 孝文	渥美坂井法律事務所・外国法共同事業 プロトタイプ政策研究所所長・シニアパートナー弁護士
委員	安藤 至大	日本大学経済学部教授
委員	安念 潤司	中央大学大学院法務研究科教授
委員	大槻 奈那	名古屋商科大学大学院 マネジメント研究科教授 ピクテ・ジャパン株式会社 シニア・フェロー
委員	澁谷 遊野	東京大学大学院情報学環准教授
委員	菅原 晶子	公益社団法人経済同友会常務理事
委員	堀 天子	森・濱田松本法律事務所パートナー弁護士
委員	安田 洋祐	大阪大学大学院経済学研究科教授

<事務局>

河村 直樹	内閣府 地方創生推進事務局 次長
安楽岡 武	内閣府 地方創生推進事務局 審議官
水野 正人	内閣府 地方創生推進事務局 参事官

（議事次第）

- 1 開会
- 2 議事 国家戦略特区ワーキンググループ運営要領等の改正について
- 3 閉会

（配布資料）

- 資料1－1 特区の再起動に向けた基本方針の見直し
 - 資料1－2 国家戦略特別区域基本方針の一部改正（案）
 - 資料2 国家戦略特区等ワーキンググループの開催について（案）
 - 資料3 国家戦略特区等ワーキンググループ運営要領（案）
 - 資料4 国家戦略特区等ワーキンググループのヒアリングに関する運営細則（案）
-

(議事概要)

○水野参事官 それではただいまより、第9回「国家戦略特区ワーキンググループ」を開催します。

本日の議題は「国家戦略特区ワーキンググループ運営要領等の改正」についてです。本日9名の委員の方に御出席いただいております、定足数を満たしてございます。また本日の資料、議事については公開予定です。

それでは、中川座長に議事進行をお願いいたします。

○中川座長 それではこれから「国家戦略特区ワーキンググループ運営要領等の改正」に關しまして、国家戦略特区ワーキンググループを開催させていただきます。あらためまして、皆様、本日はご参加いただきありがとうございます。

それでは、事務局から本日の議題の内容等について御説明をお願いいたします。

○水野参事官 資料1-1をご覧ください。6月10日に開催されました国家戦略特区諮問会議におきまして、特区の再起動に向けた基本方針の見直しにつきまして、ご了承いただきました。内容といたしましては、ご覧いただいている資料のとおり、地方創生2.0を踏まえた取組の推進を図るということで、成果の普遍化、全国措置化の推進あるいは規制・制度改革の検討体制の強化、それから新たなチャレンジへのサポート、あるいは情報発信等の強化、それから制度間連携について盛り込んでございます。

このうち、本ワーキンググループに関連する部分につきまして、次の資料をご覧くださいながら御説明させていただければと思います。基本方針の改定案でございます。資料1-2の5ページになりますが、このワーキンググループにつきましては、諮問会議における調査審議等の遂行に資する必要な意見聴取等を行うために開催するというところでございます。そのため、このワーキンググループが主務官庁に対して資料の提出や説明等の必要な協力を求められることを明確に規定してございます。

それから6ページの上段ですが、構造改革特区、あるいは総合特区を含む他の規制制度改革との関係で連携を図りながら、それぞれの制度の特色、枠組みを活かして、効果の最大化を図ることを盛り込んでございます。

また下段ですが、特例創設あるいは活用から一定期間が経過したものにつきまして、特段の弊害がないものに関しましては、本ワーキンググループも活用しながら全国展開を加速化させることを盛り込んでおります。

17ページになります。こちらは、国家戦略特区の特例措置につきまして、直ちに全国展開をするということが難しい場合でも、全国の自治体が活用可能な構造改革特区の特例措置に移管を推進するということも盛り込んでいます。

31ページになります。これは主務官庁に対する規定ですが、提案を自らの問題と捉えて、提案者の課題解決に資するように、主体的に、そして早急に検討を進めるべきということを盛り込んでございます。

また、32ページですが、特例措置の内容につきましては、経済社会情勢であったり、ニー

ズの変化、あるいは特例の活用状況を見ながら、不断の見直しを行うべきだということも盛り込んでございます。

それから最後、40ページでございますが、提案につきまして、ワーキングにおける意見聴取等を踏まえて検討を進めることを盛り込みました。

また、先ほど申し上げた情報発信あるいは支援ということに取り組んでいくということも盛り込んだところです。

以上の基本方針の改定案を踏まえまして、新規提案、あるいは全国措置化、それから要件の見直し、こういったものにつきまして、それぞれ3特区制度の特色や枠組みを活かしながら連携を図りつつ、迅速かつ効果的に検討を進めるという観点から次の資料2でございます。本ワーキンググループの設置根拠であります「国家戦略特区ワーキンググループの開催について」を改正いたしまして、「国家戦略特区『等』ワーキンググループ」に改称したいと考えております。

これに伴いまして、次の資料3でございますけれども本ワーキンググループ決定事項であります運営要領、それから次の資料4になりますが、座長決定でございます運営細則につきまして、改正のご提案させていただくというものでございます。

なお、改正日でございますが、さきほどの基本方針等の変更と同日を想定したいと考えておりまして、予めこの点につきまして、併せて事務局としてご提案し、ご審議いただければと考えております。ご不明な点あるいはご質問等ございましたら、遠慮なく頂戴できればと存じます。よろしくお願いいたします。

○中川座長 では、事務局からの説明内容について委員の皆様からご質問、ご意見を頂きたいのですが、いかがでしょうか。落合先生お願いいたします。

○落合座長代理 ありがとうございます。国家戦略特区等に関する運営規則について見直しをしていくということですが、各特区の側でも同様に前向きにお互いに議論、連携できるように所要の準備を進めていただけるということだと思っておりますが、そのような理解でよろしいでしょうか。

○水野参事官 ご指摘ありがとうございます。まさに今ご指摘いただきました通り、他の特区制度とも有機的に連携しながら、さらに検討を加速させてまいりたいと思っております。引き続きどうぞよろしくお願いいたします。

○落合座長代理 わかりました。よかったです。ありがとうございます。

○中川座長 それでは、国家戦略特区ワーキンググループ運営要領について、国家戦略特別区域基本方針等の一部変更日と同日付で案のとおり改正することとしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

○中川座長 ありがとうございます。

もう1点、座長決定であります国家戦略特区ワーキンググループのヒアリングに関する運営細則についても同日付で案のとおり改正を行わせていただきたいと思っております。よろ

しいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○中川座長 それでは、これをもちまして、国家戦略特区ワーキンググループ運営要領等の改正に関する国家戦略特区ワーキンググループを終了いたします。ありがとうございました。